

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業  
に係る評価項目及び評価基準

1 評価基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

(1) 入札参加資格を満たす者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札に係る技術等が入札の公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(2) 前項の数値が最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次の規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

┌ 価格点：100点

└ 技術点：200点 ┌ 価格と同等に評価できない項目100点(評価項目※1)  
└ 価格と同等に評価できる項目 100点(評価項目※2)

(2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

計算式： $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

(3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。

ウ 必須とする項目のうち、1つでも要件を充足できないとみなされ、全委員が0点とした項目がある場合は不合格とする。

- エ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。
  - オ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
  - カ 創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
  - キ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、上記ウに該当する場合は、技術点の算出を行わない。
- (4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る企画技術審査用紙

評価基準

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点

価格点＝(1－入札価格／予定価格)×100点

II 技術点

評価項目	評価基準	配点						必須
		A	B	C	D	E	F	
①事業の目的・事業計画	・当事業の目的を理解し、妥当な事業計画となっているか A 目的を理解し、妥当な事業計画となっていて、期待ができる E 期待できない	10	－	－	－	0	－	○ ※1
②事業実施体制	・連絡用拠点の設置及び事業実施体制（キャリアコンサルタントの配置、巡回）は適切なものになっているか A 適切な提案となっていて、期待ができる E 期待できない	10	－	－	－	0	－	○ ※2
③ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの説明内容、実施方法）	・ジョブ・カードに関するセミナーの説明内容、実施方法は有用なものとなっているか A 有用なものとなっていて、非常に期待ができる B 有用なものとなっていて、期待ができる C 有用なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※1
④ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの実施計画）	・ジョブ・カードに関するセミナーの実施計画は問題ないか（公的職業訓練の応募時期を考慮して、各安定所において、月1回又は2回程度） A 問題ない提案となっていて、非常に期待ができる B 問題ない提案となっていて、期待ができる C 問題ない提案となっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※2
⑤ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナー参加者のジョブカード作成支援業務への誘導）	・セミナー参加者のジョブカード作成支援業務への誘導について創意工夫がなされているか A 創意工夫がなされていて、非常に期待ができる B 創意工夫がなされていて、期待ができる C 創意工夫がなされていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※1
⑥ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの説明資料を含む広報用資料、活用方法）	・セミナーの説明資料を含む広報用資料、活用方法は有用なものとなっているか A 有用なものとなっていて、期待ができる E 期待できない	10	－	－	－	0	－	○ ※1
⑦ジョブ・カードの作成支援業務について（キャリアコンサルタント資格、経歴等）	・配置する（配置する予定）のキャリアコンサルタントの保有する資格、経歴、実務経験等は、十分なものか A 十分な体制となっていて、期待ができる E 期待できない	20	－	－	－	0	－	○ ※2
⑧ジョブ・カードの作成支援業務について（作成支援業務の実施方法）	・ジョブ・カードの作成支援業務の実施については適切なものになっているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※1
⑨ジョブ・カードの作成支援業務について（ジョブ・カード制度総合サイトの適切な活用）	・窓口でジョブ・カード制度総合サイトを適切に活用できる機器等設備、体制になっているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	－	※2
⑩ジョブ・カードの活用効果の分析業務（業務の実施計画、実施方法）	・ジョブ・カードの活用効果の分析業務の実施計画、実施方法については適切なものになっているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	15	11	7	4	0	－	※1
⑪個人情報等の管理	・個人情報等の情報管理体制が具体的に示されているか A 具体的に示されており、期待ができる E 期待できない	10	－	－	－	0	－	○ ※2

⑫苦情への対応	<p>・事業実施に係る苦情が発生した場合の処理体制及び処理に要する時間は適切なものになっているか</p> <p>A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない</p>	10	7	5	3	0	-	※2
⑬事業を円滑に進めるための提案	<p>・事業を円滑に進めることについて、有効な提案がされているか</p> <p>A 有効な提案がされていて、非常に期待ができる B 有効な提案がされていて、期待ができる C 有効な提案がされていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない</p>	20	14	10	6	0	-	※1
⑭キャリアコンサルタントの研修等の実施	<p>・事業の効果を高めるため、事業を担当するキャリアコンサルタントの質の維持、向上のための研修等が実施されているか。</p> <p>A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない</p>	10	7	5	3	0	-	※2
⑮キャリアコンサルティングに関する実績が豊富な事業者であるか	<p>・キャリアコンサルティングに関する実績が豊富であるか</p> <p>A 実績が豊富であり、非常に期待ができる B 実績が豊富であり、期待ができる C 実績が豊富であり、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない</p>	20	14	10	6	0	-	※2
⑯ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組を実行している事業者であるか	<p>・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組として、次のいずれかの認定(*1)を受けているか</p> <p>A 「プラチナえるぼし認定」 B 「えるぼし認定（3段階目）」 C 「えるぼし認定（2段階目）」、「プラチナくるみん認定」、「ユースール認定」 D 「えるぼし認定（1段階目）」、「くるみん認定」 E 行動計画(*2)を策定している。 F いずれの取組も行っていない。</p> <p>*1 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>*2 女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、労働局に届出を行った企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）</p> <p>（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う）</p>	10	8	6	4	2	0	※1
⑰賃上げの実施を表明した事業者であるか	<p>・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】</p> <p>・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】</p> <p>A 表明している E 表明していない</p>	5	-	-	-	0	-	※1

※1 創造性、新規性等  
※2 価格と同等に評価できる項目  
合計

100/200  
100/200 ※価格点と同配分  
200/200